

行政相談委員にご相談を

行政相談委員は、皆さんの身近な相談相手です。

●問合先 市役所市民協働推進課
人権推進室 内線 136

行政相談委員は総務大臣に委嘱され、市民の皆さんの身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。守谷市では下村敬典氏と吉岡京子氏が行政相談委員として活動しています。

毎日の暮らしの中で、困っていることがありますしたら、ご相談ください。



下村敬典氏
本町 358
☎48-0565



吉岡京子氏
高野 328
☎48-1130

◎行政相談所を開設しています。(無料・秘密厳守)

▶相談日 毎月第2月曜日 13:00～16:00

▶相談内容

- ・手続きやサービスなどについて制度や仕組みがわからない
- ・苦情を申し出たが、説明や措置などに納得がいかない
- ・相談先がわからない

▶会場 市役所相談室

全国一斉

「子どもの人権110番」強化週間

法務省と全国人権擁護委員連合会は、「いじめ」や児童虐待など子どもをめぐるさまざまな人権問題に積極的に取り組むことを目的として、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施します。

さまざまな悩みを持ったお子さんや保護者の方からの相談に応じます。秘密は守られますので、安心してご相談ください。

▶期間 6月24日(月)～30日(日)

▶相談時間 8:30～19:00

(土・日曜日は、10:00～17:00)

▶実施機関 水戸地方法務局
県人権擁護委員連合会

▶相談員 法務局職員・人権擁護委員

▶相談先 ☎0120-007-110 (フリーダイヤル)

守谷市人権施策推進基本計画

○問合先 市民協働推進課 人権推進室
内線 135・136

市では、人権教育・啓発に係る施策を総合的に推進するための指針として、「守谷市人権施策推進基本計画」を策定しました。計画の概要は次のとおりです。詳細は、市ホームページでご覧いただけます。☞ <http://www.city.moriya.ibaraki.jp/section/0260/jinkensisaku.html>

○計画策定の背景

女性の人権をはじめ、子ども、高齢者、障がい者、同和問題等の人権問題が依然として存在しています。また、情報化社会の進展に伴い、インターネット等を悪用した人権侵害など新たな問題が生じており、人権尊重の意識を高めることは市政の重要な課題となっています。

このため、人権教育・啓発に係る施策を総合的に推進するための指針として、「守谷市人権施策推進基本計画」を策定しました。

○基本理念

人権は、全ての人が生まれながらにして持っている、人間の尊厳に基づく固有の権利であり、すべての人が人間らしく生きていくために欠かすことの出来ない基本的権利です。互いに相手を思いやり、自分の権利のみならず、相手の権利も大切に守りながら、その権利の行使に伴う責任を自覚しつつ共生することができるよう「市民が人権尊重の理念に対する理解を深め行動することができ、誰もが心豊かにすごせる社会の実現」を、本計画の基本理念とします。

STOP! 不法電波

「私は守ります。電波のルール」

6月1日(土)～10日(月)は、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。電波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。電波のルールはみんなを守りましょう。

▶問合先 総務省関東総合通信局

・不法無線局の混信・妨害に関すること

☎03-6238-1939

・テレビ・ラジオ受信障害に関すること

☎03-6238-1945

・地デジ放送の受信相談に関すること

☎03-6238-1944